

国自貨第52号
令和2年12月1日

日本洋紙板紙卸商業組合 殿

国土交通省自動車局貨物課長



トラック運送事業者の法令違反行為の防止について（申入れ）

日頃より、国土交通行政に対してご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

昨年7月に、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律によりトラックドライバーの働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるよう、荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等の規定が新設されたことから「トラック運送事業者のコンプライアンスの確保に向けたご理解とご協力へのお願い」について貴団体あて文書の発出をしたところです。

さて、荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等の規定が新設されたことに伴い、昨年7月から長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する輸送実態把握のための「意見等の募集窓口」を設置し、荷主や貨物自動車運送事業者からの情報の収集を行っています。

今般、印刷工場へ納入する洋紙板紙輸送において、納品の際、道路交通法で禁止されているフォークリフトによる公道での荷卸し作業について、荷主の指示によりトラックドライバーが作業を行っているという多数の情報が寄せられています。

このような作業は、道路交通法違反であることはもとより、ドライバーの生命や身体が害されるおそれがあり、荷下ろし作業中に事故などが発生した際には、トラック運送事業者は行政処分を受け、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じることから、ドライバーに対する危険な公道上での荷下ろし作業の指示などは行わないよう、傘下会員に周知徹底していただくため、本書により申入れを行わせていただきます。

なお、本件のように、危険な環境下での荷役作業の指示や、安全な輸送の確保が困難な輸送の強要や、荷待ち時間が恒常的に発生しているなど、貨物自動車運送事業法又は同法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下「違反原因行為」という。）をしている疑いがあると認められた荷主に対しては、同法附則第1条の2の規定に基づき、勧告等を行うことがありますので、本件に限らず、違反原因行為の抑制等にご協力いただくよう、併せて傘下会員に周知徹底をお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課トラック事業適正化対策室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
TEL 03-5253-8111（内線 41-334）